

ご注意!!

那覇うみそらトンネルは、
危険物積載車両の通行を禁止又は制限します。



- 違反すると、6か月以下の懲役または、30万円以下の罰金に処せられます。
- 禁止品目・制限品目については裏面をご覧ください。

通行禁止の対象となっている危険物を搭載する場合、または通行制限の対象となっている危険物で積載量等の通行可能要件を満たさない場合は、『那覇うみそらトンネル』を通行できませんので、別ルートをご利用ください。

交通の危険防止を目的に実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】

南部国道事務所管理第一課 098-861-2336

南部ホームページ：<http://www.dc.ogb.go.jp/nankoku/>

禁止品目(主な品名)	備 考
ジアゾジニトロフェノール・テトラセン・その他火薬類取締法に規定する起爆薬 雷こう・アジ化鉛その他起爆薬 四硝酸ペンタエリスリット・ニトログリコール・ニトログリセリン・その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝煙エステル・煙火（がん具煙火を除く） ニトロメタン・アセチレン銅・ジアゾメタン・その他それらと同程度以上の爆発性を有するもの シアン化水素・塩化シアノゲン・四アルキル鉛・ホスゲン・クロルピクリンの毒劇物 二酸化窒素（四塩化二窒素）・チオホスゲンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの シラン・シジラン・トリシラン・塩化アセチレン・ホスフィン・その他これらと同程度以上の発火性を有するもの	左記の危険物を積載する車両は、通行禁止です。

制限品目(主な品名)	通行禁止数量	備 考
黒色火薬、無煙火薬・その他の火薬	10kgを超えるもの	左記の数量に満たない数量を運搬する場合は、普通自動車及び四輪以上の小型自動車に積載し、かつ関係法令等の規定を遵守しているものにより通行することができます。
ダイナマイト・硝安爆薬・その他の爆薬	5kgを超えるもの	
工業雷管、電気雷管、信号雷管	100個を超えるもの	
がん具煙火	その原料をなす火薬10kg 又は爆薬5kgを超えるもの	
アセチレン・エタン・塩化ビニル・ブタジエン・水素・天然ガス・塩素・アンモニア・酸素等の圧縮ガス	圧縮ガスの場合 ガス容量60m ³ を超えるもの (温度0℃、ゲージ圧力0kg/cm ²) (容器の容量120ℓ以上)	
フッ化水素・けいフッ化水素酸・ジメチル硫酸・臭素等	1,000kg以上のもの	
ガソリン・その他の第一石油類	非水溶性液体 200ℓ以上のもの 水溶性液体 400ℓ以上のもの	
灯油・軽油・その他の第二石油類	非水溶性液体 1,000ℓ以上のもの 水溶性液体 2,000ℓ以上のもの	
マッチ	50kgを超えるもの	

1 危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネル及びこれに類するトンネルの名称及び箇所
次表のとおり

名 称	箇 所
那覇うみそらトンネル (一般国道58号)	沖縄県那覇市若狭1丁目から同市鏡水崎原まで

- 2 危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物の表示
別表第1のとおり
- 3 危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件
別表第2のとおり
- 4 その他
1 この告示に係る通行の禁止又は制限は、平成23年8月28日から施行する。

別表第1

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表 示		
項目	品 名	
火 薬 類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に 供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
火 爆 薬 発 類 性 以 外 質 の	ニトロメタン アセチレン銅、ジアゾメタン その他これらと同程度以上の爆発性を有するもの	

2 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表 示		
項目	品 名	
毒 物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン	
劇 物	クロルピクリン	

毒の 物有 ・毒 劇性 物物 以質 外	二酸化窒素（四酸化二窒素） チオホスゲン その他これらと同程度以上の毒性を有するもの
---------------------------------------	--

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

表 示	
項目	品 名
水発 又火 は性 空を 気有 とす 作用 物し 質 て	シラン ジシラン トリシラン 塩化アセチレン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第2

1 火薬類及びがん具煙火

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	そ の 他
火 薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車 及び四輪以上 の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆 薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロ アミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
火 工	工業雷管 電気雷管 信号雷管		100個以下	
	導火管付き雷管		25個以下	
	銃用雷管		10,000個以下	

品	実包 空包	1,000個以下
	導爆線	100メートル以下
	制御発破用コード	20メートル以下
	導火線	2,000メートル以下
	信号えん管 信号火せん	100個以下
	その他火薬類取締法に規定する火工品	その原料をなす火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下
が煙 ん火 具	がん具煙火	

2 高圧ガス

表 示		車両の種類	要 件		
項目	品 名		積載数量	容器の内容積	そ の 他
可 燃 性 ガ ス 及 び 毒 性 ガ ス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (ブロムメチル) 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス	普通自動車 及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容積60立方メートル以下 液化ガスの場合は、600キログラム以下	120リットル未満	1 高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。

酸素	酸素			
不 活 性 ガ ス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高压ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス		圧縮ガスの場合は、ガス容積90立方メートル以下 液化ガスの場合は、18,000リットル以下	圧縮ガスの場合は、120リットル未満 液化ガスの場合は、18,000リットル以下

注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。

3 毒物又は劇物

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	そ の 他
毒 物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤(紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。)で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
劇 物	アンモニアを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの(次に掲げるものを除く。) 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれか含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4 消防法別表第1に掲げるもの

表 示			車両の種類	要 件	
項目	品 名	性 状 等		積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第二类・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄	①項目欄に掲げる第二类・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	100キログラム未満	
	鉄粉			500キログラム未満	
	金属粉 マグネシウム			第一種可燃性固体 100キログラム未満 第二種可燃性固体 500キログラム未満	
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
	引火性固体			1,000キログラム未満	
第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第8号に掲げる性状を示すものとする。 ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム未満	
	黄りん			20キログラム未満	
	アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） アルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミ			第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質	

び 禁 水 性 物 質	ニウム及びアルキ ルリチウムを除 く。)金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアル ミニウムの炭化 物 その他のもので危 険物の規制に関す る政令第1条第2 項に定めるもの 前記に掲げるもの のいずれかを含有 するもの	する。		50キログラム未満 第三種自然発火性物 質及び禁水性物質 300キログラム未満	
第 四 類 ・ 引 火 性 液 体	特殊引火物	①項目欄に掲げる第 四類・引火性液体と は、品名欄に掲げる 物質で消防法別表第 1備考第10号に掲げ る引火性を示すもの とする。 ②その他品名欄に掲 げる物質については、 消防法別表第1備考 第11号から第14 号までによるものと する。	普通自動車 及び四輪以 上の小型自 動車	50リットル未満	
	第一石油類			非水溶性液体 200リットル未満 水溶性液体 400リットル未満	
	アルコール類			400リットル未満	
	第二石油類			非水溶性液体 1,000リットル未 満 水溶性液体 2,000リットル未 満	
第 五 類 ・ 自 己 反 応 性 物 質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導 体 ヒドロキシルアミ ン ヒドロキシルアミ ン塩類 その他のもので危 険物の規制に関す る政令第1条第3 項に定めるもの 前記に掲げるもの のいずれかを含有 するもの	①項目欄に掲げる第 五類・自己反応性物 質とは、品名欄に掲 げる物質で消防法別 表第1備考第18号に 掲げる性状を示すも のとする。 ②品名欄に掲げる 「前記に掲げるもの のいずれかを含有す るもの」については、 消防法別表第1備考 第19号によるものと する。	普通自動車 及び四輪以 上の小型自 動車	第一種自己反応性 物質 10キログラム未満 第二種自己反応性 物質 100キログラム未満	

第 六 類 ・ 酸 化 性 液 体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300キログラム未満	
---	--	---	-------------------	------------	--

注 1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。
2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。

5 腐食性を有する物質

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	そ の 他
腐す 食る 性物 を質 有	ナトリウムアミド	普通自動車 及び四輪以 上の小型自 動車	200キログラム未満	係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

6 マッチ

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	そ の 他
マ ッ チ	マッチ	普通自動車 及び四輪以 上の小型自 動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注 1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。
2 「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定めるところによる。
3 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬をしようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。